

1. 開 会

○事務局 ただいまから社会資本整備審議会都市計画・歴史的風土分科会歴史的風土部会第1回明日香村小委員会を開催させていただきます。

私、事務局を務めさせていただきます国土交通省都市・地域整備局公園緑地課緑地環境推進室長でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

これからの説明につきましては、着席にてさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず初めに、小委員会の設置につきまして御報告申し上げます。

昨年11月13日に開催されました第5回歴史的風土部会におきまして、明日香村小委員会の設置が了承されております。小委員会の設置に伴い、本日付で辞令等が発令されております。まことに勝手ながらお手元にお配りさせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

本日は小委員会初めての会議でございますので、まず大臣官房審議官から委員の皆様にあいさつをさせていただきます。

○国土交通省審議官 官房審議官の松田でございます。本日この小委員会を開催いたしましたところ、委員の先生方には大変遠い中を御出席いただき、また本日午前中から午後にかけてお足元の悪い中で大変御熱心に御視察を賜りまして大変ありがとうございました。

まず、この視察を御準備いただきました奈良県、それから明日香村の方々、また地方整備局の皆様方には厚く御礼申し上げる次第でございます。

この明日香村につきましては、御承知のように昭和55年に特別措置法ができて、非常に厳しい法律制限のもとで着々と整備を進めてまいったところでございますけれども、まだまだいろんな意味で整備が不十分な面もございますし、またその成果の利活用という面でこれからさらに工夫を続けていく必要があるであろうというふうに私ども思っている次第でございます。その意味におきまして、今回新たに小委員会にお入りいただきました先生は、この方面の専門家の方々が大変多くいらっしゃいますので、是非そういう見地からこの創造的な活用ということに向けて有益な御意見を賜れば大変ありがたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

なお、今後とも私どももいろんな形で十分に整備につきまして意を用いていくつもりでございますが、その面につきましてもまた御指導賜りますようお願い申し上げます。

単でございますけれども、開会の私からのごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

○事務局 次に、御出席いただきました委員の皆様方の御紹介をさせていただきます。

北海道大学大学院教授の越澤委員でございます。

○越澤委員 よろしくお願いいいたします。

○事務局 京都橘女子大学教授の猪熊臨時委員です。

○猪熊臨時委員 よろしく申し上げます。

○事務局 大阪芸術大学教授の服部臨時委員です。

○服部臨時委員 服部でございます。よろしくお願いいいたします。

○事務局 明日香村村長の関専門委員です。

○関専門委員 関でございます。どうぞよろしく申し上げます。

○事務局 近畿大学農学部の八丁専門委員です。

○八丁専門委員 八丁です。よろしくお願いいいたします。

○事務局 阪南大学国際コミュニケーション学部教授の吉兼専門委員です。

○吉兼専門委員 吉兼でございます。よろしく申し上げます。

○事務局 また、本日は奈良県知事の柿本臨時委員の代理で谷川企画部長にお越しいただいております。

○企画部長 どうぞよろしく申し上げます。

○事務局 なお、里中臨時委員におかれましては、本日は御都合により欠席でございます。

次に、資料ですが、お手元の一覧表、表紙を1枚めくっていただきますと、配付資料一覧がございます。お手元にその一覧表とともに10種類の資料をお配りしてございます。今、お手元に資料1から資料10までの資料があるかどうか御確認をいただきまして、過不足がございましたらお申し出いただきたく存じます。

また、各資料ごとに通しページを右下隅に打ってございますので、本日はこのページ番号で進めてまいりたいと思っております。

お手元の資料、資料10までそろってございましたでしょうか。

2. 議 事

(1) 委員会の議事運営について

○事務局 それでは、まず本小委員会における議事の運営につきまして提案させていただきますとうございます。

社会資本整備審議会の小委員会の議事運営につきましては、特段の定めがございません。そこで、本小委員会で決めていただく必要がございます。僭越とは存じますが、社会資本整備審議会令及び同運営規則に準じまして、事務局で案を作成していただきました。資料3「明日香村小委員会の議事運営について（案）」をごらんいただきとうございます。

お手元の資料3を読み上げさせていただきます。

明日香村小委員会の議事運営について（案）。

小委員会の運営については、社会資本整備審議会令及び同運営規則に準じて、次のとおり進めることとする。

記。1、小委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

2、委員長は、議事運営を行う。

3、委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

4、小委員会は、委員長が招集する。

5、小委員会は、委員の3分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

6、そのほか、小委員会の運営に関し必要な事項があれば、必要に応じ、随時定める。

以上でございます。

この資料3「明日香村小委員会の議事運営について（案）」につきまして、御質問、御意見ございませんでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○事務局 それでは、御質問、御意見等がないようですので、議事運営につきまして御承認いただけますでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○事務局 御異議がないようですので、本小委員会の運営につきましては、明日香村小委員会の議事運営について（案）のように取り扱ってまいりますので、よろしく願いいたします。

なお、本日御出席いただきました委員、臨時委員及び専門委員は8名中7名でございます。

して、ただいま御承認いただきました議事運営第5に定めます定足数を満たしておりますことを御報告申し上げます。

(2) 委員長互選、委員長代理の指名

○事務局 引き続きまして、議事運営第1に基づきまして、本小委員会の委員長の互選をお願いしたいと存じます。どなたか御推薦をお願いいたします。

○C 専門委員、お願いいたします。

○C 専門委員 越澤委員におかれましては、大変公務御多忙と思います。この委員会の委員長をお務めいただきますように御推薦というか、お願いを申し上げて、委員の皆さん方に御了解を得たいと思います。

○事務局 ただいまC 専門委員より越澤委員をという御推薦がございましたが、皆様の御意見はいかがでございましょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○事務局 では、皆様御異議がないようでございますので、越澤委員には御多忙の中、恐れ入りますが、委員長をお引き受けいただくということでよろしくお願いいたします。

ここで委員長に一言ごあいさつを賜りたいと存じます。

委員長、よろしくお願いいたします。

○委員長 ただいま委員長に互選されました越澤でございます。よろしくお願いいたします。

約5年前だったと思いますが、当時この明日香村について、現在の歴史的風土部会の前身であります歴史的風土審議会で審議をさせていただきました。私もそのとき委員の一人、それから村長さんもいらっしゃいました。多分そのときの関係者で少し経緯を知っているということで委員長ということになったと思いますが、今日は本当朝から明日香村の方々、また奈良県の方々、それから国土交通省の方々、大変さまざまな視察を組んでいただき、またちょうど5年前と比べますと、やはり新たにいろんな進んだ点も多々わかりましたが、一方で新たな課題も絶えず出てくるようでございまして、そういうことで是非いろいろ皆様のお知恵、また御意見を賜りながら、後ほどまた事務局から何回ぐらいで大体審議をお願いしたいという多分御提案もあると思いますが、我々一同協力していい報告なり、また答申なりに結びつけていきたいなと思っておりますので、是非よろしく御協力

のほどお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○事務局 ありがとうございます。

それでは、これからの進行は委員長にお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

○委員長 では、早速ではございますが、先ほど御承認いただきました資料3にございます明日香村小委員会の議事運営について、これに基づきまして委員長代理は委員長が指名することとなっておりますので、私から委員長代理を指名させていただきたいと思えます。

服部臨時委員にお引き受けいただければと思いますが、いかがでございましょうか。

[「異議なし」の声あり]

○委員長 ありがとうございます。

それでは、委員長代理は服部委員にお引き受けいただきたいと存じますので、一言ごあいさつをお願いしたいと思います。よろしくをお願いいたします。

○服部臨時委員 ただいま委員長から御指名をちょうだいいたしました服部でございます。多少なりとも明日香については勉強したことが過去にありますけれども、それから大分時間もたちますし、今日見せていただいた中でも、あれっこんなに変わっているのかというふうな感じのところも多々ございました。ほとんどがそうだったような気がいたします。歴史的な資源についても、余りよくわからない面がありますけれども、どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。

(3) 委員会の議事録の公開について

○委員長 では引き続きまして、お手元の議事次第に戻りますと、(1)の議事運営について、それから(2)の委員長互選、委員長代理の指名が終わりましたので、(3)でございしますが、委員会の議事録の公開について議事をしたいと思えます。これにつきましては、資料番号では4になりますが、事務局から御説明をいただければなと思えますが、よろしゅうございますか。

○事務局 それでは、御説明いたします。

資料番号4の「明日香村小委員会の議事の公開について(案)」というペーパーが資料4に入っておりますので、これを読み上げさせていただきます。

明日香村小委員会の議事は、プレスを除いて一般には非公開とする。また、議事録については、内容について委員の確認を得たのち、発言者氏名を除いて国土交通省大臣官房広報課及びインターネットにおいて公開することとする。

以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。通常国土交通省の審議会としてふだんからこのようにしていると私としては記憶しておりますが、以上のような資料4の御提案がございましたが、皆様の御意見いかがでございましょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 ありがとうございます。

では、この資料4に御提案ありました（案）をとりまして、今後この形で議事の公開について進めさせていただきたいと思っておりますが、よろしく願いいたします。

○事務局 ただいま議事の公開等につきまして取り扱いをお決めいただいたところでございますが、新聞社よりの取材の申し入れがあれば、入場を認めたいと存じます。ただいま建設新報社が頭撮りをしたいということで入っています。頭撮りだけしていただきまして退場していただきたいと思っております。

〔記者入場・頭撮り〕

○事務局 それでは、一応終わりました。

○委員長 はい、よろしゅうございますか。

（4）明日香村における歴史的風土の創造的活用について

○委員長 では、またお手元の議事次第の今度は(4)でございますが、明日香村における歴史的風土の創造的活用についてと、これについて議事進行に入りたいと思います。

その前に、先ほど私のあいさつのときちょっと申し上げましたが、今回の小委員会全体について、本委員会の今後の論点や検討スケジュールについて、まず御説明をお願いしたいと思っておりますが、よろしく願いいたします。

○事務局 それでは、御説明申し上げます。

国土交通省公園緑地課の企画専門官です。よろしく願いします。

それでは、お手元の資料で申し上げますと、資料の5並びに資料の6、この2つが小委員会の運営に関します資料でございます。

順序が相前後いたしますが、まず資料6の方から見ていただきたいと思ひます。

この小委員会で御議論いただきたいテーマということで、事務局の方で勝手ながら用意させていただきました。もちろん、皆様方の御議論の中で、これ以外にも明日香村に關しまして議論すべき事項が生じますれば、それはこの先で決めていただきまして、随時追加検討していただくということをお願いしたいと思っております。

この明日香村の歴史的風土の創造的活用という言葉でございますが、これは平成11年3月25日に行われました歴史的風土審議会の答申の中で、これは現在進めております明日香村の第3次の整備計画についてのいろいろ御議論いただいた審議会でございますけれども、この答申の中で明日香村の歴史的風土を創造的に活用すべきというような御議論はいただいております。それで、その下のところに丸をつけて、小委員会における審議の方向というふうに書いてございますけれども、1つには明日香法が施行されまして今年で25年になるということございまして、四半世紀が経過している中で、今日も御視察をいただいたわけでございますが、周辺の市町村などと比べましてやはり25年間、明日香法に基づいてさまざまな規制でありますとか事業が行われてきた結果、今の明日香村というものができてきているということの一つよく見なければならぬということ、また現在の明日香村が置かれている状況を踏まえた上で、今後、歴史的風土の保存並びに創造的な活用についてどのように取り組んでいくべきかといったようなことを御議論いただきたいということでございます。

検討内容といたしまして、一番下に3点書いてございますが、1点といたしましては、明日香村の活性化、これに歴史的風土を創造的に活用していくあり方、2点目といたしまして、そのための具体的な施策の展開方策について、そして3点目といたしまして、そのために必要ないろいろな施策、支援、こういったもののあり方について、非常に広範囲にわたる議論になるかと思ひますけれども、このように整理をさせていただきます。

具体的なスケジュールを含めての進め方でございますが、一枚戻っていただきまして資料5でございますけれども、私どもの方といたしましては、都合4回程度この小委員会を今年度中に開催させていただこうと思っております。

なお、この回数につきましても、もちろん今後の審議の経過によりまして増減あり得るものと思っております。恐らく減ることはないと思ひますので、増えることは十分考えられるというふうには考えてございます。

第1回は本日でございまして、現地の視察をいただいた上で、この席でございますけれ

ども、まずこの後、現在の明日香村の現況につきまして現地を視察していただいたものに加えて補足的な説明をさせていただきたいと思っております。それを踏まえまして、本日は委員の皆様方からある意味、御自由に御議論いただいて、今後の明日香村のあり方といったものをフリーにトーキングをしていただこうと思っております。

次の2回目、これを少し予定を詰めまして来月中に開催したいと思っておりますが、この時点で特に財政的な支援、国などでの財政的な支援について中間的な取りまとめをさせていただきたい。これはかなり急いでおるように見えますけれども、実は来年度の国の予算要求にのせられるものはできたらのせたいという考え方でございますので、この7月の中ごろの時点、もしくは7月の後半ぐらいになるかと思いますが――に第2回を開催させていただきまして、財政的な支援の部分で当面、すぐに措置し得るものにつきまして御報告をいただければと思っております。

その後は、少し間を置きまして、第3回を9月ごろ、そして年内に第4回をやって、全体の取りまとめをしていただければというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。ただいま資料5と資料6に基づきまして、今後のスケジュールと、またこの小委員会の論点について御説明がございました。これについて御質問とか御意見ございますでしょうか。どうぞ御遠慮なく、1回目ですので。

また、一応今日は基本的にこういう方向を決めた上で、また回数の中で適宜加える点もあってもよろしいかなと思っておりますので、事務局からもそういうことでやっていただければということもありましたので、大体資料5、6に沿った形で進めるということでもよろしゅうございますか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 ありがとうございます。

そこで、2回目にやはり来年度に向けての予算措置も含めて、できる限り国としては取り組んでいきたいという、非常に心強いそういう御発言もございましたので、我々としても、できれば2回目のときに財政の面では少し方向性をまとめて、できる限り来年度に向けてそういう展開してほしいと考えておりますので、是非委員の皆様もよろしく御協力お願いしたいと思います。

さてそこで、本日は事務局から資料の御説明をいただいて、そしてフリーにまた御意見をちょうだいするというにしたいと思っておりますので、そういう形で議事進行ということ

で、自由闊達に御意見をいただくということにしたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

非常に大部な資料を御用意いただいておりますが、視察のときに補足で説明いただいたこともあろうかと思ひますし、そういうことで事務局としては御説明時間、どのくらいとったらよろしいですか。30分くらいでよろしいですか。

○事務局 はい。

○委員長 では、そういう目途で、今私の手元の時計で約2時20分くらいですが、約30分くらいの目途で、では説明をお願いしたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○事務局 それでは、御説明をさせていただきます。

本日御参集の委員の皆様方の方が恐らく私よりもよほど明日香村のことはよく御承知だと思いますので、ある意味おさらいのつもりでと申しますか、できるだけ簡略にやらせていただければと思ひております。

お手元の資料で申し上げますと、資料7の方で明日香村全般に関しましての現況につきまして、またその後、資料8の方で、特に明日香法の関連ということも含めて、実際に明日香村関連でどのような施策が展開されているかという現状につきまして御報告をさせていただきます。

まず、資料7、1枚めくっていただきまして、資料7-1で明日香村の概要ということでございまして、明日香村の位置でありますとか面積、それから周辺の状況などにつきまして、1枚目に概括してございます。現在の人口が6,800人ほどということでございまして、市の面積が24km²ということでございます。大阪から40km、奈良から25kmということで、近畿圏の中でも交通の便が比較的好いところということでございます。

続きまして、2ページの方で土地利用の状況でございますが、全域が先ほど申し上げましたように、24km²あるうちの土地の利用で言いますと、農地、これが大体400ha強で、大半は林地ということになっておりまして、半分くらいは林地ということになってございます。宅地その他は630haということでございます。

その中で、下に書いてございますように、明日香村に関しましては、これはまた後ほど出てまいりますけれども、全域が歴史的風土保存区域に指定されていると。済みません。これは明日香法に基づきまして、特別な扱いということで、第一種歴史的保存地区並びに第二種歴史的保存地区に指定されていると。またさらに、これと重なる形で全域がやはり都市計画法に基づきます風致地区に指定されているという状況でございます。

次のページには、土地利用の状況につきまして、カラーの図面をつけてございます。赤の部分が市街地、青い部分が農地、緑色の部分が森林ということでございまして、濃い緑が人工林、大半が人工林になっているというのが今の現状でございます。

次のページ、4ページでございますが、法規制の状況でございますけれども、先ほど申し上げましたように、全域が第一種並びに第二種の歴史的風土保存地区に指定されてございます。第一種歴史的風土保存地区は、これは非常に厳しく規制を受けるところでございますが、これが125.6ha、残りの部分が一に比べますと緩やかな規制となっております第二種保存区域でございます。

この第一種歴史的風土保存地区につきましては、重複する形で第一種風致地区がかけられてございまして、これも風致地区の中で一番厳しい規制がかかっているというところでございます。

その他関連する法規制といたしまして、市街化区域につきまして、一種低層住居専用地域並びに第一種住居地域、特別用途地域が指定されております。

また、史跡の箇所を中心に文化財保護法に基づきまして特別史跡並びに史跡の指定がなされております。

それから、農用地につきましては、農振法に基づきまして農用地、また農振区域が決められております。

また、森林の区域につきまして、一部でございますけれども、保安林が指定されているという状況でございます。その説明が4ページ並びに5ページのところに書いてございます。

そして、5ページの一番下でございますが、県の屋外広告物条例によりまして、村域全域が屋外広告物の表示・掲出物件の禁止区域という形になってございます。

これらの土地利用規制の図面が次の6ページに入っております。ちょっとカラーの色が見にくくて大変恐縮でございますが、赤い部分が第一種歴史的風土保存地区で、それ以外が第二種で、風致地区につきましては黄色い部分が第二種風致という形になってございます。

続きまして、7ページでございますが、明日香村の歴史的遺産でございますけれども、これはもう本当に皆さん御承知だと思いますが、推古天皇の即位の592年から持統天皇が藤原京に移しました694年までの間の100年間を一般に飛鳥時代と呼んでおります。この1世紀の間におおむね明日香村の区域において都が営まれていたという状況でございます。

その下に、その間の主な歴史的事象につきまして年表を掲げさせていただいております。

次のページ、8ページの方では、その中で非常に重要な史跡がたくさんございますので、その史跡でありますとか、文化財などの現況を掲げさせていただいております。一覧表として整理させていただいておりますので、ご覧いただき中身についての説明は省略させていただきます。

9ページ以降、その中で特に最近発掘されました、いろいろと話題となりました遺跡の状況につきましてカラーの写真をつけて幾つか紹介させていただいております。先ほど現地近くを御視察いただきました島庄遺跡でありますとか、飛鳥京の正殿の石敷でありますとか、また次のページには御視察いただきました酒船石、それからキトラの古墳の壁画などの図面をつけさせていただいております。これは後ほどごらんいただければと思います。

そして、12ページの方には、これらの史跡の位置を図面に落とししたものをつけさせていただきました。この図面の中にありますように、明日香村のほぼ全域にわたりましてこうした重要な遺跡、史跡などが散在しているという状況でございます。

続きまして、13ページの方でございますけれども、この史跡指定地と法規制の状況をこれも簡単に整理をさせていただいております。それぞれの史跡が、歴風の一種・二種、それから風致の一・二・三種につきまして、どういう状態になっているかということをごちらの方で書いてございます。

またさらに、その下のところでございますけれども、まだ未確認のものも含めまして、地下に眠る歴史的遺産ということで、いろいろなものがあるということでございます。

14ページの方には、埋蔵文化財の包蔵地ということで、これは奈良県教育委員会の方で整理されたものでございますけれども、これを参考につけてございます。これを見ましても、非常に広い範囲に史跡が存在しているという状況でございます。

15ページの方では、これは古都法並びに文化財保護法によりまして、これらの法規制をかけております土地の一部買い入れを行っておりますので、その買い入れを行っている土地の位置を図面にしております。

続きまして、資料7-2でございます。これは歴史的風土審議会で行われておりました議論につきまして簡単に整理をしております。これは本当に非常に代表的なものだけ抜いた雑駁なものではございます。

まず、昭和54年、これは明日香法制定前、直前でございますが、この時点で歴史的風土審議会で、第21回歴史的風土審議会で議論されておりまして、この中で明日香村における歴史的風土とはどういったものなのかということを整理してございます。これは読みますと、少し時間がかかりますので、概略だけ申し上げますと、上代の都が定められたころを含めまして、非常に重要な歴史的文化的遺産が数多く存在しておりまして、それが古都としての伝統と文化を具現していると。これらと、それからその周辺にあります田、畑、樹園地、山林、河川など、それから落ちついた家並み、こういったものと、それから農業を中心といたしました村民の方々の生活活動、こういったものが一体となりまして、伝統と文化の具現並びにその形成を助長してきていると、こうした歴史的風土が村域の広域にまたがって存在しているというのがこの明日香村の特徴であると。したがって、最後の段落でございますけれども、この歴史的文化的遺産が存在する土地、それとこれに接続して古都としての伝統と文化の具現、それから形成上に密接不可分となっている土地、これらと、さらにその外側にあつて歴史的風土の保存上重要な要素を構成している土地と、大きく2つに分けられるということでございますが、これは2種類に区分した上で保存を行っていくべきであると。すなわち、凍結的なものと、凍結的と言うほどではないまでも、歴史的風土の形成を阻害するものを排除するような区域と、この2つで保全をしていきましょうということが整理されているところでございます。

また、次のページでございますが、平成11年になされました歴史的風土審議会の答申の中で、この明日香村につきまして改めて整理をしてございます。この平成11年の答申は、現行の第3期明日香村整備計画に向けての答申ということでございます。

この中では、1点目といたしましては、明日香村及び明日香村の歴史的風土の位置づけについてということで、明日香村の歴史的風土を守ることの意義を再整理をしてございます。日本のこころのふるさととしての明日香村を守るべきということ、それからアジアの中でも非常に重要な位置を占めるものであるということ、そして何よりも村民が暮らす場としての明日香村を大切にしなければいけないということを述べてございます。

そして、2点目といたしまして、守るべき明日香村の歴史的風土ということで、先ほどの昭和54年のものとほぼ同じ整理でございますが、明日香村の歴史的風土と申しますものは、歴史的文化的遺産と、それからその周辺の自然的人文的環境が一体となっているものの総体であると、これらについて総括的に保全をしていく必要があるんだということが整理をされております。

続きまして、資料7-3におきまして、明日香村のデータによる現況につきまして、これも簡単に御紹介を申し上げます。

まず19ページ、人口と世帯数でございますけれども、冒頭申し上げましたように、現在の人口は約6,800人ぐらいと、6,798人ということでございますが、統計上は平成2年のあたりをピークといたしまして、今緩やかに減少傾向にあるという状況でございます。

下の方に周辺市町村との状況の比較も掲げさせていただいております。

また、その人口の内訳でございますが、20ページでございますけれども、平成15年の段階で人口の約4分の1強が高齢人口ということになってございます。その下にほかの市町村との比較も掲げさせていただいております。比較的高齢者の割合がやはり多いという状況でございます。

また、3ページの方で産業別の就業者の割合ということでございますが、昭和45年、明日香法が制定された当時におきましては、約4割の方が第1次産業に就業されておられたということでございますけれども、平成12年の段階ではそれが12.4%まで減ってきているという状況でございます。とはいいいましても、下に産業別就業者の市町村別の数字を掲げさせていただきましたが、明日香村は周辺市町村に比べまして、また奈良県全体の平均と比べましても、農業就業者の人口割合が非常に多いという状況でございます。

次、農林業についてももう少し整理をしたものが22ページ以降でございます。農業就業人口は、今も申し上げましたように段々と減ってきておりまして、平成12年で693人と、一方でそのうち65歳以上の高齢者の割合が51.8%ということでございまして、過半の方は65歳以上の高齢者になられているということでございます。

その下に農家数と農家率の推移を掲げさせていただいております。

また、その次の23ページ、経営耕地面積の推移並びに耕作放棄地の数値につきまして書いてございます。耕地面積、農地が徐々に減ってきているということでございますので、ここに書いてございますような状況でございますが、その大半、7割強は田んぼということでございます。耕作放棄地につきましても、徐々に増えてきているということで、平成12年度当時で63haという数字になってございます。

24ページの方には、農業粗生産額と農業所得について掲げさせていただいております。県平均に比べますと、農家1戸当たりの生産農業所得はやや低目と、また耕地10ha当たりの農業所得につきましても少し低目の数字という状況でございます。

続きまして、25ページ、森林の状況でございますが、森林1,300haほどあるうちの94%

人工林という状況でございます。また、森林組合につきましては、その下に書いてございますように、組合員、村内にお住まいの方と村外にお住まいの方、両方合わせまして370名ほどという状況でございます。

続きまして、それ以外の産業でございますが、26ページから観光、商業、工業ということでございますけれども、観光入込客の推移を見ますと、昭和50年代の後半をピークといたしまして、現在は大体80万人弱ぐらいということでございまして、ピーク時に比べますと半分ぐらいになっているというのが現状でございます。

また、27ページの方で奈良県全体の中で観光客数の推移を掲げさせていただいておりますが、奈良県全体で言いますと、奈良市が非常に多いわけですが、奈良までは1,400万人ほどの方が来ていただいているわけですが、そのうち明日香まで足を伸ばしていただいている方は80万人弱ということでございますので、立地の有利さといったようなものは必ずしも生かし切れていないのかなという状況でございます。

次、28ページの方は主要な観光施設の入込利用者数の推移を掲げさせていただいております。やはり石舞台古墳の周辺が一番多いというのが状況でございます。

続きまして29ページ、卸売・小売業の販売額等についてでございます。この辺を近年やや伸び悩んでいるという状況かと思えます。年間の製造品出荷額につきましても、少し落ちてきているという数字になってございます。

続きまして、30ページの方では、土地利用の状況につきまして少し細かく書いてございます。これ大変恐縮でございます。上の表の農地小計というところのパーセントの数字がこれどうも間違っとうようでございます。合っておりません。申しわけございません。個々の数字を合わせたところが正解ということでございまして、昭和50年で25.3%が正しいですね。それから、一番下の平成11年で言いますと、これは端数の問題がありますけれども、18.9%が恐らく正しい数字だと思います。

いずれにいたしましても、昭和50年当時で大体4分の1ぐらいが農地であったということではありますが、それが今は2割弱まで落ちてきていると、農地が徐々に減ってきてまして、その分少しずつではありますけれども、宅地などが増えてきているという状況でございます。

次に、31ページ、村の財政の状況でございます。これは極めて概略な数字でございます。これは平成14年のところを見ていただければと思っておるんですが、村の財政全体で、歳入については41億5,400万円ということでございますけれども、そのうちの村税で

賄っているものが4億8,800万円、12%で、おおよそ半分、47.5%は地方交付税によっているという状況でございます。これは近隣の町村と比較いたしますと、やはり地方交付税への依存度が相当高いという状況でございます。村の規模、人口などでかなり近い高取町と比較いたしましても、やはり村税の割合が低く交付税への依存割合が高いという状況になっております。

下の年次別につきましては、その時々で大きな事業があったりしますんで、かなり大きな変動をしておりますけれども、総体としてほぼ同じような状況になっております。

次の32ページ、こちらの方では歳入のうち、市町村税の占める割合を市町村別に整理したものがございますけれども、やはり明日香村の市町村税の歳入に占める割合が低いと、逆に交付税の歳入比率が高いという状況でございます。

次に、歳出の方でございますけれども、33ページでございますが、いわゆる固定的に必要なとなります義務的な経費が約4割強で、建設費などの投資的経費が2割強というのが平成14年の状況でございます。これはほかの市町村と比べまして、それほど大きな差があるというものではございません。

34ページの方では、明日香村の財政に関します関係指数について簡単に整理をしております。一般によく使います財政力指数と、上から4つ目でございますけれども、これで言いますと、大体0.24前後という数字になってございます。

35ページの方は、公債費比率並びに地方債の現在高につきまして整理をしております。

次に、資料7-4の方で、市町村合併をめぐる動きが近年少しく新聞などをにぎわわせておりますので、それを整理させていただいております。

平成14年に明日香村の方では、行政体制整備検討懇話会というものを村民の方代表の方で設置をして検討をしていただいたと、その議論なども踏まえた上で、平成14年9月に結成されました中和地区7市町村の職員合併研究会並びにその翌年に結成されました合併問題協議会と、いわゆる任意協議会というものでございますけれども、こちらの方に参加をされたということでございますが、一方で地元での市町村合併問題への住民説明会でありますとか住民の意向調査、こういったものを実施していく中で、合併を支持するというものが必ずしも高くないと。また、その下にございます飛鳥古京を守る会というところが合併反対署名を全国から6万3,000人の署名を集めたということでございますけれども、提出されているということでありまして、それからそういったところを背景といたしま

して、37ページの方にございますけれども、明日香村の議会全員協議会の中で、先ほどの任意協議会がこの後、法定協議会に通常移行するわけですが、仮に法定協議会に移行した場合には参加しないということを表示されたということでございます。

なお、この合併問題につきましては、今年の2月に明日香村の住民投票条例の制定請求が行われたわけでございますけれども、議会におきましてこれは否決をしたという状況でございます。

以上が簡単ではございますが、明日香村の今の状況についての説明でございます。

続きまして、資料8を用いまして、関連施策の状況につきまして、これも簡単に御説明をしたいと思えます。

8-1、横長の紙でございますが、こちらの方で全体の概要を1枚に整理させていただきました。大きく分けると、この紙の左半分にあります明日香村特別措置法に基づきます措置、それと右半分にあります明日香法に基づくものではない措置に大きく大別できます。特別措置法によりましては、法律の概要をここに書いてございますけれども、大きく2つございまして、その歴史的風土の保存と住民の生活の調和を図るための措置、それと歴史的風土を保存するための土地利用規制と、大きくこの2つに大別できます。

住民生活の調和を図るための措置ということでございまして、国の方で明日香村整備基本方針というものを定めた上で、これは県の方で明日香村整備計画をつくっていただく。これは55年の法制定以降、1次、2次、3次ということが進められておりまして、現在は平成12年から21年を計画期間といたします第3次の整備計画の期間となっております。

そして、この整備計画に基づいて行われます事業につきまして、その下に書いてございますが、国の負担又は補助の割合の特例ということで、国庫補助率の特例でありますとか、ないしは補助負担額のかさ上げといったような措置がなされております。また、第6条の方で、地方債についても特例を行うということを規定されております。

さらに、いわゆる公共事業以外の事業への支援ということで、明日香村整備基金の規定がございまして、現在総額31億円の明日香村整備基金が運用されているという状況もございます。

また、土地利用規制の方でございますが、これは明日香村保存計画を国がつくりまして、それをもとに県の方で先ほど御説明いたしました第1種、第2種、2つの歴史的風土保存地区が指定されてございます。これは1種、2種の地区につきましては、一定の行為

について知事の許可が必要ということになっておりまして、知事の許可が受けれないがために土地の利用に支障を生じる場合には、土地の所有者は県に対しまして土地の買入れを申し入れることができます。この買入れの申し出がなされた土地については国の方で補助を行っているというのが状況でございます。

また、右半分でございますけれども、これ以外の措置ということございまして、1つには今の3次整備計画がスタートした平成12年から当面5年間の措置という時限措置でございます。今年までということでございますが、明日香村歴史的風土創造的活用事業交付金という経費が計上されております。毎年度国費で1億円、また県の方で2,500万円ということで、1億2,500万円の事業がなされているということでございます。これらの事業につきましては、後ほどもう少し詳しく御説明申し上げます。

また、国営公園の整備ということございまして、今日も御視察をいただきましたけれども、国営飛鳥歴史公園というものが昭和45年から閣議決定をされてから事業がなされておりまして、現在のところ計画面積60ha、供用面積46.1haということで開園されております。

また、地方財政措置ということで、これもたしか平成12年からだったと思っておりますけれども、特別地方交付税ということございまして、先ほどの明日香村整備計画に基づいて行われる事業につきまして、国庫補助を受けた、その補助裏の地方が負担すべき金額のうちの一部について、交付税措置がなされておりまして、その上乗せが措置されてございます。

そしてもう一点、これは明日香村整備基金との二人三脚の運用でございますけれども、財団法人飛鳥保存財団というものが設置されておりまして、基本財産10億円で遂行されていると、そして明日香村のさまざまな活動について事業を行っていただいているという状況でございます。

それらにつきまして、それぞれの項目についてもう少し詳しい資料が資料8-2以降でございます。

資料8-2は、先ほどの行為の規制に関する事項でございますが、第1種、第2種、それぞれの歴史的風土保存地区の規制内容について簡単に整理してございますけれども、1種の方は現状の変更を厳に抑制すると、現状凍結的ということでございます。2種の方は、著しい現状の変更を抑制するということでございます。それぞれの1種、2種につきまして行為の許可の申請がどれぐらいなされているかというのが、ページの下の方の表に

ございます。

また、次の3ページの方には、これは先ほどの資料とほぼ同じでございますけれども、1種、2種の区域がどこかということを図面にしております。

そして、4ページの方では、先ほどの行為の申請があつて、それが不可となつたがために土地の買入れの申請がなされたことについての実績を書いてございます。これまで累計で買入れの面積が1種、2種、合わせまして約43ha、事業費にいたしまして78億円を用ひまして土地の買い取りを行っているということでありまして、下の方にはその事業費の推移なども整理してございます。

なお、一番下のところに書いてございますけれども、これらの事業につきましては、国の補助が行われているということで、第1種歴史的風土保存地区につきましては、補助率10分の7という非常に高率の補助金が出されております。第2種につきましては2分の1、そしてこれらのうちの保存、活用のために必要な施設の整備についても補助がありまして、これは補助率2分の1となっております。

なお、一般の古都におきましては、10分の7ということになってございますので、2種につきましては一定行為の許可の対象が緩やかになっておりますので、それも踏まえた上での2分の1という補助率になってございます。

次の5ページの方では、古都法での買い取りを行った土地の図面を参考につけてございます。

続きまして、資料8-3、これは現行の明日香村整備計画、第3次整備計画の概要について整理してございます。最初のところに書いてございますように、第1次は昭和55年からということ、それぞれ10年間の計画ということで1次、2次と進めてまいりまして、現在3次の計画ということでございます。

そして、7ページの方には現行の3次整備計画の基本的な内容等などについて整理してございますが、3次からの新しい概念といたしまして、先ほど来、たびたび出てきている言葉でございますが、歴史的風土の創造的活用ということ念頭に置いての事業計画となっております。

8ページからは、その進捗状況といいますか、今の状況につきまして簡単に整理をしたものをつけさせていただいております。

9ページの方に、3次整備計画の計画事項になっております事業の一覧を図面にしたものをおつけしておりますので、これも御参考にしていただければと思います。

10ページの方は、そのうち、まず道路の整備から入ってございますが、今日一番最初に御視察いただきました都市計画道路平田阿部山線など、こういった道路が今事業中であったり、ないしは完了もしくはルート接続準備中といったような状況でございます。

11ページの方では、河川並びに下水道、以下消防施設、それから住環境整備等々につきまして、このような状況について整備をさせていただいております。

13ページの方には、これはキトラのところで御説明をお受けさせていただきました近隣公園についても3次の整備計画に入っているという状況でございます。

それから、16ページの方には、文化観光施設の整備ということで、これも今日御視察をいただきました万葉文化館、これは平成12年に完了ということになってございます。また、駅前の環境整備につきましても、この事業計画に基づいて実施しているという状況でございます。

続きまして、18ページ、明日香村整備基金の状況について御説明を申し上げます。

この明日香村整備基金につきましては、明日香村特別措置法に基づいて措置されているものでございまして、昭和55年から59年の5カ年をかけまして総額31億円、うち国からの補助金が24億円、県が6億円、村が1億円ということで造成したものでございます。この基金の運用益をもちまして、その下の(1)から(3)に書いてあります3つの事業を行うと。歴史的風土の保存を図るための事業、土地の形質又は建築物その他の工作物の意匠、形態等を調和させるための事業、それと村民生活の安定向上を図り、住民の利便を増進させるための事業で、歴史的風土の保存と関連して必要なものというものでございまして、19ページの方にももう少し詳しい一覧をつけております。

20ページからは、最近行われておりますこれらの事業の実績を写真入りで紹介させていただいております。1号事業、歴史的風土の保存を図るための事業ということで、集落でのコミュニティ活動への支援といったようなもの、また2号事業ということで、土地の形質又は建築物その他の意匠、形態などを調和させるための事業ということで、建築相談員でありますとか、古都法に基づきますいろんな申請への助成、それから建築物などを建てる場合に意匠を古都らしさに合わせて行う場合の助成といったものがなされております。

また、3号事業といたしましては、農産物の価格安定のための事業でありますとか、農家の担い手の育成、それから優良な農林産物の奨励といったような事業がなされております。

続きまして、資料8-5でございますけれども、創造的活用事業交付金、これござい

ますが、これも先ほど申し上げましたように、平成12年から創設されて、5カ年間の措置ということで、平成16年まで1億2,500万円ということでなされております。この交付金の事業につきましては、先ほどの基金の事業とお互いに補完しながら実施しているという状況でございます、その下に書いてございます4つの事業を対象とすると、歴史的風土を活用した歴史文化学習の場の整備、それから明日香村にふさわしい景観の創出、歴史的風土を活用した地域産業の振興、それから国民啓発といったことございまして、基金の方は保全の方に軸足を置いているのに対しまして、こちら交付金の方は活用の方に軸足を置いているという整理でございます。

24ページの方には、もう少し詳しい説明を書いてございます。

さらに、25ページからそれぞれの事業につきまして、近年の実績について整理させていただいております。こういった散策路の整備でありますとか歴史的な景観の創出のためのいろんな事業、それから26ページの方にございますけれども、「農商工」活性化支援ということで、特産品の開発なども行っているということでございます。

また、27ページの方には、これも今日御視察いただきました棚田オーナー、こういったものの推進、こういったものにもこの交付金を活用しているということでございます。

29ページの方は、それぞれの事業費別の内訳を書いてございますが、30ページの方に基金と、それから交付金の金額についてグラフにしております。これは先ほど基金と交付金を相まってというお話を申し上げましたが、実は基金の方がやはり今の低金利状況の中でなかなか運用益が確保できないという状況の中で、明日香村のいろんな事業を推進するという観点含みでこの交付金が措置されたということを見ていただいているところでございます。

ここに書いてございますように、本措置、16年で切れますけれども、その結果、17年以降、これに、こういった事業に対して活用できる資金が大幅に減ってしまうということが今のところ見込まれております。

7月に第2回をやって、支援的な措置の部分について、ある程度の中間的なまとめをいただきたいと思っておりますのは、実は交付金につきまして、できれば私どもといたしましては継続したいと考えてございまして、こういった部分について急いで措置をしたいということで、このようなスケジュールとさせていただいてるつもりでございます。

資料8-6、こちらは国営公園の概要でございます。こちらは航空写真で4つの地区プラスキトラで5つの地区があるわけですが、その位置を掲げさせていただいてお

ります。これらの国営公園の位置といいますのは、特に明日香の景観といったものを守る上で重要な場所などを念頭に置きながら区域の指定がなされているところがございます。昭和45年に、まず3つの地区が指定されまして、昭和51年に高松塚が追加され、また近年キトラが追加されたという形になってございます。

33ページの方は、キトラ以外の地区の計画図について整理してございます。これら4地区につきましてはほぼ完成している状況でございます。

34ページは、今日御視察いただきましたキトラの図面が載っております。

35ページの方では、経緯の整理ということでございまして、昭和45年に行われました閣議決定を踏まえて、国営公園の整備が決められ、その後、事業を推進されたと。そして、昭和49年に祝戸地区の開園を皮切りといたしまして、逐次開園を行ってきたと。そして、高松塚に関しましては、昭和47年に高松塚の古墳壁画が発見されたことを踏まえて、昭和51年の閣議決定によりまして、高松塚周辺地区が追加されたと。また、昭和58年のキトラ古墳の壁画の発見などの状況を踏まえて、平成13年にキトラ古墳周辺地区が追加されたという形になっております。

国営公園の事業につきましては、これは国の事業ということもございまして、こちらの歴史的風土審議会もしくは国土交通審議会の古都に関する審議とは少し切り離して議論がなされて決定をされていくというのがこれまでの状況でございます。

36ページの方には、入園者数の推移等について掲げさせていただいております。大体年間100万人弱ぐらいが、今最近80万人前後でございますか、来ていただいているということでございます。

37ページの方には、国営公園はすべてディスクロージャーの一環ということで、整備プログラムというものを策定して公表しておるわけでございますけれども、平成14年から19年度までの整備プログラムということで、こういったことを公表しておりますよという内容でございまして、中心はやはりキトラ古墳周辺地区の整備ということになってございます。

最後、資料8-7ということで、財団法人飛鳥保存財団の概要を整備させていただいております。こちらを昭和45年の閣議決定を踏まえまして、昭和46年に設立されたということでございまして、10億円を目標額として基本財産の造成を行って、昭和45年に10億円と、うち半分が国庫補助という内容でございます。

この財団の方では、その下に書いておりますような事業を展開しているということでご

ざいまして、歴史的風土及び文化財の保存に関する事業、それから地域住民の生活の向上に関する事業、歴史的風土及び文化財保存に関する普及啓発、その他季刊誌の発行、総合案内所、御視察いただきました研修宿泊施設の経営、高松塚壁画館の経営などを行っております。

39ページの方には、近年の収入支出の状況でございます。大体毎年ここにありますように2億円前後の事業を行っているということでございます。

40ページには役員の名簿を掲げさせていただいております。

また、41ページ以降には、平成15年に実際に実施しました事業を参考として添付させていただいております。

非常に多様な活動を行っていただいているところでございます。

45ページには、今日御視察いただきました研修宿泊施設の経営を書いてございまして、年間利用者の状況もここにございますとおりでございます。近年は日帰利用が増えてきているという状況でございます。

それから最後、資料8-8ということで、明日香村独自の創造的活用事例ということで、明日香村の方から資料をいただいておりますが、これは明日香村の方から御紹介いただければと思います。

○明日香村総務部長 それでは、失礼いたします。明日香村の総務部長でございます。お手元の資料の8-8でございますが、明日香村独自の創造的活用事例ということで、村の方から現在行っている事業並びに今後計画いたしたい事業等もございまして、御報告申し上げたいと思います。

村独自の創造的活用事例等につきましては、歴史的風土の保存を担う人材育成事業、そして明日香村の周遊循環バス運行事業、また森林保全事業、また伝統的な町並みの保存事業、また地域活性化推進支援事業と、5つの事業を考えておるわけでございます。

まず初めに、1番目の歴史的風土の保存を担う人材育成事業でございますが、明日香村の貴重な歴史的な遺産を全村民が理解するとともに、史跡の保存活用や明日香村の歴史的文化的遺産等を国内外に向けて紹介できる人材育成の事業を行っておるところでございます。内容等につきましては、中学生がホームステイ等を行うことで習得する国際理解教育事業や、また韓国の扶余郡との姉妹都市の交流で飛鳥文化の源流をたどり、また類似しております遺跡等を持つ地域との史跡保存活用についての創造を図るということで、定期的に歴史講座を開催し、また副読本の作成等によりまして村民の歴史文化に対する意識向上

を図るなどを行っておるところでございます。

次に、明日香周遊循環バス運行事業でございますが、交通弱者を含む幅広い人々に広域的に点在いたします我が村の史跡等、また明日香村の歴史文化を学習するための交通網の整備を行っておるところでございます。公共交通機関を整備することによりまして、特にマイカー抑制を推進することができ、また環境、また景観保全などに歴史的風土の保存に貢献することができると考えておるわけでございます。

運行等につきましては、明日香村の健康福祉センター、このちょうど前でございますが、ここを起点といたしまして、路線バスと接続を行い、村内の各史跡、また資料館、駐車場を経由いたします循環バスを行っておるところでございます。

阪合、高市、飛鳥ということで、そして冬野、4系統で1日6便の運行を行っております。また、平日の運行を主といたしておりますが、今後観光ピーク時には日曜、祝日等の運行も行っていこうという形でございます。

次に、森林保全事業でございますが、歴史的風土を支える明日香村の風景の大半を占める森林整備事業、また里山の創造を行っておるところでございます。内容等につきましては、歴史的風土を支えるこの森林や里山の保全等、森林の活用を目指して営林指導員の設置や、また広葉樹等の植栽促進、また林業活性化機械の整備、また小規模林道等の整備事業を森林保全事業として行っておるところでございます。

次に、今後行っていきたい事業ということでございますが、今日も御視察いただきました伝統的な町並みの保存事業、飛鳥、また岡地区などの伝統的な町並みを後世に残していきたいと考えておりますし、また村内に点在する史跡を散策をしていただく中継地点として集落景観形成事業というのは非常に大事なものでございますので、この伝統的な町並みを残す集落で住民みずからの提案によりまして、伝統的な町並みを残すために、集落内の協定を行いまして、その策定に基づきまして、建築物の修景、また例えば今現在あります格子等のサッシとかいろんな形になっておりますが、今現在でデザインの、従来から行っておりますデザイン助成では対応できない新たな支援策を創造する、また屋外広告物の修景を行う際に必要な経費の一部を助成をしていきたいなと考えておるところでございます。

次に、地域活性化推進支援事業でございますが、歴史的風土のこの維持、保存するにつきましては、そこに住んでいる住民それぞれの構成いたします集落の活性化活動が重要になってこようかと思っております。その中で、特に人口の減少に対してや、また過疎化が進む、

特に今現在、奥明日香を中心に住民の自主的な活性化活動の支援を目的に、体験型の学習施設、また体験農園などの活性化施設等の整備を行っていきたいと考えておりますし、また整備内容等は補助事業に採択されない事業を中心に施設整備を行っていきたいと、かように考えておるところでございます。

以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。

では、これから、本日は先ほど申しましたように、フリーにいろいろ御意見、また御質問をちょうだいしたいと思いますので、各委員からよろしくお願ひしたいと思います。

県のお立場で何か今日の視察を含めて補足の御説明とか、必要なことございますか。よろしいですか。それとも何か。

もしあるようでしたら、言っていただいても結構です。されますか。

はい、では。

○奈良県地域政策課長 先ほど3次計画の話が出てまいりましたが、3次計画の中で12年から21年ということで、10年間の中でまだ5年目になっておるところで、計画自体は若干いろんな要素で、用地や地元調整等で若干遅れておるところではございますが、できるだけ鋭意努力をしながら計画どおり進めたいと考えております。

○委員長 はい、ありがとうございます。

では、各委員から是非どうぞ。

どうぞ、D専門委員お願いします。

○D専門委員 まだ明日香村に来るようになって、8年目か9年目ぐらいにしかならなくて、ずっと田んぼの方ばかりやっていたので、明日香村の歴史的風土については十分には理解しておりません。また、これまであまり村中を歩いたことがなかったので、今日、見学させていただいた印象を含めてコメントさせていただきたいと思います。村内ではいろいろ整備が進んでいて非常にいいと思いますが、歴史的風土の保存という目的がどういうところにある、そもそも歴史的風土というのは何なのかなというのをちょっと疑問に思いました。

また、どういう時代をとらえているのかなという事あって、それはもちろん飛鳥時代の風土が基本になると思うのですが、例えば町並みなどを見ていると、恐らく江戸時代が中心になっています。明日香村自体は歴史的に見るといろんな歴史、長い歴史の中で変わってきているから、すべてが歴史的風土と言えば風土と思うのですが、そこのところが少し

ごちゃまぜになっていると感じました。我々と言ったらおかしいんですけども、外から見ると、どの時代なのかなと、時々理解できないところがあるような気がします。古代の飛鳥を中心として、例えば江戸時代のそういう町並みや、岡寺みたいなのところも含めて保存を進めていくというのか、あくまで古代の飛鳥にこだわるのかという視点が重要であると思いました。だから、最終的な景観を考えた場合に、どういうイメージの景観をつくり出そうとしているのか、歴史的風土として考えているのかというところが、重要だと思います。

それから、最終的には景観ということで、特に外部の人間が来て観光といいますか、そういう形で利用する明日香村という形と、もう一つはそこに住んでいる人たちの生活の場としての明日香村というのがあると思うんですけども、基本的に村民の生活というところで観光立村と言ったらおかしいんですけども、観光を中心としたような村の発展を考えているのか、それともあくまで1次産業、1次産業は非常にシェアが低いんですけども農林業中心で活性化を図ろうとしているのか、それとも何か別の方法があるのかなという事を検討する必要があると感じました。

もう一つ思ったのは、施策的にも法律的にも非常に複雑になっているような気がします。補助制度も非常に複雑になっている。どこで全体の方向づけというか、取りまとめの中心を担って、それぞれの調整がどのように行われるのかなと。それぞれ何本か柱があって、それがどこかで最終的にまとめられて一つの歴史的風土の形成、国民の財産の形成みたいな形につながると思うんですけども、その辺の最終的な調整をどのように持つていくのかなというところを明確にしておく必要があると感じました。

以上です。

○委員長 はい、ありがとうございます。3点ほど御意見、御指摘があったと思いますが、最初の2点はむしろこの明日香村の今後の景観、歴史が重層的に重なってるわけですので、特にやはり町並み景観をどうするのかということだろうと思いますが、これはできればC専門委員さんか、あるいは村からお答えいただけるといいのかなと思いますが、いかがでしょうか。

○C専門委員 明日香村のどの時代という形になると、ちょっと分けていかないといかんと違うかなと。住民が生活している以上、やはりそういう一面をとらえて、現在のということ、D専門委員のお話がありましたとおり、江戸、明治以降の私は景観になっているであろうという思いもしますし、風土的には結構な飛鳥時代の風土というか、そういう

山とか、そういう形になれば、飛鳥時代がイメージできるのと違うかな。例えば文化財的には、是非とも飛鳥時代の遺跡とかというふうなものがたくさんあるので、そういうところはやっぱりきちっとそういうところをお願いしたいなというように思います。ただ、景観全体としては、まだまだ何かもう一つきちっとしたものがないもんですから、今日も車の中で少しお話しさせてもらおうと思いますが、そういう意味では少し皆さん方の議論をいただいて、細部にわたっての目標というか、そういうものをつくってもらえれば一番ありがたいなという思いをしています。

そして、この歴史的風土保存というか、景観保存というか、文化財の保存というか、それをやっぱり守っていくのがやはり住民の皆さん方がそこで生きているというか、泥臭い生活をした中で私はすべて守れるもんだらうという、これはお金があるから守れるもんでもなし、そしてまた何か特別にやるから守れるもんでも私はないと思うんで、そういうのが相絡み合った中で私は住民生活というものが一番大事ではないかなと。そのときにやはり農林業、これ生産場所としては、私はもう明日香ではちょっとやっぱりしんどいだろうな。ですから、交流とか体験とか、いろんな価値観を求めた中ででしたら何とかそういう農林業も維持できるのと違うかなと。それは歴史的風土の保存につながっていくだろうと思いますし。ただ、それだけで、さあ飯食っていけと言われると、ちょっとしんどいところがあって、ある一定、100万人弱の観光客はキトラと、それとまた桜井から談山神社の方の道が完成すれば、相当な観光客が増えるということなんで、ある一部やはり観光というもののとらえ方をしていきたい。ただ、人が大勢来てくれてにぎわいすればいいという思いはしていません。ピーク時には、明日香村はまだ整備もうまくできてないもんですから、人は来るけどお金が落ちない。また、来ていただいた人も交通停滞が起こるとか車をとめる場所がないとか、いろんな不都合があって、嫌な思いされて帰られるというようなこともなきにしもあらずですんで、ゆっくりと明日香を見ていただくような雰囲気がいいのと違うかな。明日香をまた心の中で思っていたくような雰囲気がいいのと違うかなという思いはしています。

以上です。

○委員長 ありがとうございます。

はい、ではどうぞ。

○E 専門委員 そうですね、今の点からいいますと、まず私、専門が観光レーンとか、またはエコミュージアムというのを研究しておりますので、まずは今村長さんが丸ごと博物

館というのを提唱されて、そういう名前でシンポジウムなどをされていますけど、そういうスローガンにとどまっています、この明日香村が丸ごと博物館であるという実態にはまだなっていない。もしこれが博物館であるとしたら、博物館は当然飛鳥時代だけを展示するわけではなくて、江戸時代もみんなあるわけですから、そうなる、時間と空間の博物館として明日香村全体が博物館のようになっていくという必要があるかと思います。

私も見て行って、どうも中にいる人間からしても、やはり飛鳥時代が大事で、それ以外はまあいいかというような、恐らくそういうことがあるんじゃないか。また、考古学の方がここへ研究に来るにしても、やはり江戸時代を研究される方が余りここに来て研究しようとしな。当然ながら飛鳥時代を研究される方が来るだろうというようなことで、そこに特化し過ぎているようなところがあるかもしれない。つまり、目の前にある江戸から明治にかけてのすばらしいもの、すばらしい文化というものを、我々ついつい見逃がしてしまっているということがあるような気がいたします。それは丸ごと博物館のようなもの、機関設置をしたりした中身を、計画的なものをつくってどういうふうにして本当に博物館たる村になれるかということを考える必要が今非常にあって、そういう観光から見ても世間から見ても、そういう要請がある時期にあると思います。

それから、私はここに住み始めて丸6年がたっているんですけども、随分いろいろな活動が出てきたと思います。私、20年前に明日香の調査に来て、村民の方に全戸調査をしたりしてたんですけども、どうももう一つ後ろ向きというか、規制が厳しくて嫌だという話が非常に多かったんですが、ここ数年、非常に活発になってきた。今日もいろいろとお土産も出てましたし、おいしいお弁当も食べれましたけども、そのことは大変すばらしいと思います。また私とD専門委員と一緒にやっている棚田保存のようなものも、大変元気にみんなやっているんですけども、そうなる、だんだんとそれは個別な活動になって行って、統合性というか、バランスを崩していく。例えば今日も飛鳥寺の横の建物のように、ほっとくと、ああいうことが起きる危険、元気があったがゆえにああいうことが起きる危険もあるかなということで、景観法もできたということで、もう少し総合的に景観をきちんと整備する、そういう体制に入っていないと、地下に、地中にあるものに目を奪われているうちに上が何かひどいことになるという、そういう危険を最近ちょっと考えております。是非そういったことを、この際やってみたいな、やってほしいなという気がいたします。

それから、観光というと、ついつい悪者なんですけども、現実には明日香村の観光は余り

好ましいと思いません。お客さんは来るわ、お金は落ちない。お金が落ちないだけならいいけども、やはりごみが落ちたり、そういったものが落ちたりしますので、やはりこれからはサステイナブル・ディベロップメントからもじった持続可能な観光という概念もあるんですけど、そういった新しいオルタナティブな観光、その中にはヘリテージツーリズムというものもあるでしょうし、明日香には自然もありますからエコツーリズムもできますし、そういった自分たちでルールをつくって、その上で観光するという、そしてきちんとお金も落としてもらえそうな仕組みをつくることも、村長さんがよく言われる文化財産業みたいなものを含めて、そういったことが行われていく必要があるかなというように思います。

○委員長 ありがとうございます。

では、B臨時委員。

○B臨時委員 私も歴史的景観については、随分前から関心のある大きなテーマです。明日香にとって重要なのは、先ほどE専門委員が江戸の明日香も重要だと言われましたが、なるほどそうであります。しかしながら、この歴史的風土で議論になっているのは、京都、鎌倉とか、そのおのおののところは、鎌倉のところの縄文時代の遺跡というよりも、やはり鎌倉時代の鎌倉なんです。というように、同じようにこの明日香においては、飛鳥時代の飛鳥というものが重要なものだと思っています。ですから、私は飛鳥を地下の「日本書紀」、地上の「万葉集」というような解釈をしているわけであります。それは江戸時代の万葉集ではありません。古代の万葉集であります。そういうのはどういうことかと申しますと、地下を掘れば聖徳太子の足跡があるだろうと、地上を見れば聖徳太子が見ていた景観があるだろうという意味であります。そういうものですが、何にしろ地下は継続的に土がたまっています。しかしながら、地上においては人間が生きている以上、いろいろな変化をしていくわけであります。そういうので、地上のものについては、当然山は現在、樹林を見て古代を思っているわけであります。同様に人間の住んでるところも刻々と変わっていくわけであります。歴史的風土というのは、恐らく現在のお年寄りが子供のころに見ていた景観、つまり心が安らく景観というものが歴史的風土に含まれると思います。現在の段階においては、それが明治や大正であったりするわけであります。私は古代から、つまり飛鳥時代から昭和の初期における状況までの変化、そういうものの中で我々は見られた安心感があるわけなんだと思います。ですから、そういう中でも昭和時代に付加させたもの、例えば電信柱をなくすとか、そういった努力で少しずつより古くすること

が、整備された歴史的景観ではないかと自分なりに解釈しているんでありますが、この辺について国土交通省の方が歴史的景観ということについて私も一度伺いたいと思っています。

○委員長 はい、ありがとうございました。

ちょうど本日、景観法が無事参議院を通過したようでありまして、大変これは歴史的にも国土交通省の歴史にとっても大変重要な法律ではないかなと私も思います。

それから、国土交通省のみならず、農林水産省とも一緒にやろうということで、まさに明日香では棚田も含めて都市景観、あるいは農村景観、それから歴史的文化的景観を一体としてやろうというのが法律の趣旨だと思いますので、特にこの明日香の地域においては、法律制定を受けて是非国としても特段のやはり支援なり、あるいはそこら辺をやってほしいなというのが、我々一同多分皆さん委員多くの願いだと思いますが、一応無事に法律が通過したことを踏まえて、もし何か国としていろいろお考えなり、まだ当然ながらいろいろ財政的な面では今後のことがあろうかと思いますが、もし是非できればこういうことに取り組んでいきたいんだとか、何か事務局の中でのまだ未成熟の段階でも結構ですので、もし御意見等あれば伺いたいと思います。よろしくお願いします。

はい。

○国土交通省審議官 それでは、景観法そのものの中での景観ということの考え方についてちょっと申し上げたいと思います。

これは歴史的景観とちょっとやっぱり観点が異なります。当然、明日香の場合には特別法までできているわけですから。ただ、景観法は実はすばらしい景観というのはどういうものかという基準について、スタンダードそのもの、具体の中身は何も出していませんね。どういうことを決められるかということを書いてあるわけです。景観についての考え方を第2条で言ってまして、要するにまず国民共有の資産であるとみんなに考えられること、それとそれぞれの景観は歴史、文化、風土の中でそれぞれの地域において多様性を持って形成されるべきものであって、要は国が一律の基準で押しつけるものではないと。今の後段の部分は何も法律には書いてありませんが、要するに趣旨はそういう意味です。ですから、それぞれの地域に応じて多様な景観があり得るし、そういう景観形成がなされるべきであって、それはそれぞれの地域の考え方によって、どういうものがすばらしいかということを基本的に出すべきであると、そういう考え方に景観法自体が立っておる。ただ、今度それでは歴史的景観というのが明日香についてどうなるかということになります。

と、それは明日香法の趣旨そのものはありますけれども、それぞれの審議会のこれまでの経緯の中で出していく考え方がありますから、それが一つのベースになる考え方ではなからうかと思えますので、ちょっと室長の方からそれは。

○事務局 細かい内容については後で専門官の方からフォローはしてもらいますが、まずD専門委員がおっしゃった、今回はそういう意味では初めてであると。まず、何でこれがあるかという、今回の委員会はまず何があるかというのは、飛鳥時代の飛鳥があったからこれがあるという、まずそれが重要で、資料の9-1に、これまずどんなコンセプトを持っていて、通常の流れというのは、まずコンセプトありきで、それから具体的機能があって、具体の施設が押し込まれるという大きな流れになるのが一般的だと思いますが、そういった点で一番肝心かなめなところは、明日香村歴史的風土保存計画、これが明日香法に基づいて明文化された明快な内容でございます。

ここで、まずその歴史的風土とは何ぞやという部分についても書き起こししています。これはもうB臨時委員もさっきおっしゃっていただきましたように、飛鳥時代があつての明日香であると、歴史的だとか政治的だとか、そういった日本を象徴する古都と言われる、その古いにしへの都としての位置がこの飛鳥時代があつたこの明日香にそういう時代があつたから、この場所がまずされているということ、実は文化財だけではございませんので、そこを取り巻く環境、ここで言えばそういった山だとか田畑だとか、そういった歴史的なものだとかを交えて、地下に眠っている分も含みですが、ここにそういった雰囲気醸し出すというところを歴史的風土ということで総称してございますが、そういった場所であると。そういった意味では、ここではありませんけれど、そういった歴史的風土に乏しい場所もありまして、それは古都にはなっていない場合もあるかも知れません。そういった意味で、古都というのは余り実は数がないんだというのが前提なんです。そういったことで、まず古都というのはそういった限定的なものであると。そういった意味で、D専門委員がおっしゃっていた江戸時代もあるとおっしゃってますが、何せここは日本のスタートの都があつた。そういった意味で、それからの1400年からの歴史をしょってまますので、各時代、各時代にいろいろございまして、今日ごらんになっていただきましたキトラも鎌倉時代あたりで盗掘された跡がまだ残って、その流れは引いておりますので、そういった意味では日本のスタートである、政治的な中心地のスタートであるということから、すべての時代を背負っているというのはD専門委員のおっしゃるとおりですが、そのスタートの飛鳥時代というのがすべてのスタートであると、これがあるということが古

都であり、そしてここが明日香の今回の委員会が追求する対象ができていているというのはそういうことであります。

それともう一つ重要なのは、そういった歴史的風土の保存だけやればよいという実はありませんでして、住民生活や農林業等の産業との調和が重要だと、その兼ね合いが非常にデリケートで問題だということで、そういった調和を明快にするようにということで、例えば9-4で明日香村における生活環境及び産業基盤の整備等に関する基本方針というのを出しまして、これ10年計画でされているというのは、まさしく歴史的風土の保存という国家的な一番の目標と、それとここの特に明日香は全村、全部明日香法で塗りつぶしているところですので、そういった意味で住民に多大の負担をかけてる部分もございしますので、そういった意味では歴史的な風土の保存と住民生活等の調和をどう図りながら残していくかという大きな問題点がありますと。そういった意味で、中の部分を今日エクスカージョンしていただきましたけれど、そういったところがつぶさに出てきておると。今日、飛鳥寺のこともさっきお話がありましたけど、あれもまさしく歴史的風土の保存と住民生活との調和というところの難しい部分のある、顕著に顕在化した部分がああいう部分だと思いますので、そういった意味ではまさしくこの保存計画で記述してあるのがすべてのスタートなんです。そういった意味では、D専門委員の問題意識というのに明確にこたえられるのは、この保存計画であると。同じくE専門委員も観光の話、いろんな話がありますけれども、まずはこれがスタートであると。その中で両立を、古都、歴史的風土の保存の柱と、その調和をどう両立させていくかというのが今回の——今回というか、最初からの重要な問題点だと。

あと細かい内容がいろいろありましたら、それは専門官の方から。

○事務局 済みません。細かいのを省きまして、簡単に経緯だけ整理してみます。

実は明日香法は昭和55年にできておりますが、明日香村の歴史的風土の保存というものにつきましては、これは村長さんの方がよほど詳しいと思いますけれども、昭和45年ごろから議論がなされて10年かけて法律になったという経緯がございます。やはり明日香村という地域が、日本の国のまほろばを感じさせる景観を持っているんだけど、これをどうしたらいいんだろうかと。当初は全村、やはり凍結的にやるべきだとかという議論も相当なされておったわけですけども、その中でやはり地域住民の方々からしてみれば、自分たちはここで生活をしているのであって、その生活というものを大事にしてほしいという願いもかなり強くある中で、住民の生活をベースとして今の風景ができていているというこ

とを十分に配慮して、住民生活と、それから歴史的風土の保存というものを両立させていくことが重要だということから、今の明日香法という体系に整備されていったというふうに私どもとしては理解しております。その結果として、先ほど室長の方から御説明させていただきました資料9-1の保存計画があるわけですが、この中でも特に当時の明日香村の住民の方々がやはり農林業を中心になりわいをされていたということと、観光ということについて余り積極的ではなかったということもございまして、やはり農林業の発展といえますか、やっていく上で支障がないようにということを念頭に置きつつ、そのときの風景を守っていくということが構成されてきたんだというふうに思っております。

ただ、近年の状況を考えますと、必ずしも農林業だけで生活が成り立っていけるわけではないという状況は残念ながらございますし、また先ほど来、皆様からもお話がありましたように、交流というのがこれからの地域づくりの大きなテーマになってくるということ念頭に置きまして、先ほどの昭和10年以降の歴史的風土の創造的活用という言葉が出てきたんだというふうに考えております。したがって、簡単に総括してしまいますと、やはり明日香村がなぜ国の方で明日香法という法までつくってやってきたかということからいけば、やはり飛鳥時代というものがその重要な資産の中心であるということではあります。これは文化財の保護のための法律とは立場が違いますので、守っていくものは結果として今ある風景、景観、こういったものから感じられる歴史的な雰囲気はどうやって守っていくのかということであると。したがって、どの時代ということではなくて、そういう意味でいきますと、現代の中で飛鳥時代をほうふつさせる風景を、景観をいかに守っていくかということに柱を置いてこの制度を進めていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○委員長 ありがとうございます。私も一委員としての意見なり感想を申し上げたいと思うんですが、約5年前来ていたころと比べますと、当時やはり、当時の資料に記憶がありましたのは、今日は視察コースからは時間の関係で除外されていた、車中で説明があったガソリンスタンドの件ですね。当時資料に載ってまして、景観阻害要因ということでしたが、この件は無事解決したと。ですから、やはりこういう着実な積み重ねの中で少しずつ解決してくるんだと思いますが、一方でやはりこの明日香の逆の魅力ということで裏返しになりますが、飛鳥寺は前回、この親の歴史的風土部会で6月に御指摘がありました。私は行って見たのは今日初めてなんですけど、確かにこれはうっという感じがします。

ですから、やはり特に景観法が成立されたこの時期もとらえながら、既に村の方で今後行っていきたいという町並み保存、この保存という意味はやはり保存プラス現状のいろんな方々、家を建てかえたり、あるいは分家をして新たに、多分御自身の敷地とか、あるいは農地を活用されて多分家を建てるケースも恐らくあると思いますが、それはできるだけ明日香の風景となっていくような、やはりたたずまいをつくっていくために、それはある程度いろんな財政的な支援がないと、恐らく難しいと思います。かなり、もともと奈良県全体が非常に家に対して贅を尽くすという仮に伝統があっても、それだけでは到底無理ですので、特に重要な場所については積極的に支援を講じるという。そのために、もし何が必要なのかということになりますが、当然ながら地域での町並み景観に対する意識なり、そういうことがあったとしても、交付金等を含めてお金の面がかなり重要であるから、それをやはり是非従来の1億円ということではなくて、もっと積極的に是非国としても措置を講じて、例えばさらに今日、私、気づいたのは、空調、室外機とか含めて、いろいろもう少しディテールをやるとさらによくなるというものが相当あると思いますので。それとか、今日の小学校の島庄のところの部分も、ちょうど道路の向かいの商業施設はもう少し何とかしてほしいという気もしますが、やはりこれは屋外広告物とか商業施設を禁止するという意味ではなくて、是非来ていただくけれども、たたずまいに合ったものにしてほしいという、つまりグレードを上げてほしいということをやったりお願いしながら、一方では支援措置も一定のグレードに合ったものは是非講じると。それで、一方では逆に合わないものについては、やはりきちんと除却なり、そういう規制もきちんとするという、多分その兼ね合いだと思いますので、そのようなことは是非取り組んでほしいなど。余りいろんな景観地区からありとあらゆる法律がかかってくるというのは、決して住民の意識からすると受け入れにくい部分があるかもしれませんが、やはり法律にのっとった、ある程度のルールに基づいて支援措置とやはり必要な規制はやるというようなことを是非考えてほしいなど。明らかに橿原市と明日香村は都市景観がもう異なっておりまして、多分ますます今後そういう状況になるかもしれませんが、是非この明日香はそういうたたずまいをつくってほしいなど。アジア各国、世界を見ても、やはりこの時代で都が現にあって、また民族的にもそれが後に今日まで続いて、形と実態としてそういう古代の政治中心地が現在まで伝っている国というのは、世界じゅうでは実は非常に少ないと思います。ですから、日本人というアイデンティティーをやはり示すものですので、是非そこら辺はやってほしいなどと思います。

それで、あとまだもう少し時間がございますので、さらに今までの各委員の御意見等、言い足りないこともあると思います。

では、B臨時委員に参ります。

○B臨時委員 先ほど明日香村が8-8の資料で、49ページで今後行っていきたい事業というので、今委員長が言われたように、伝統的な町並み保存ということについて、明日香村の方でされようとしているわけであります。これは私たちも岡の集落、あるいは飛鳥の街並みを歩いて、ほっとする部分があるわけであります。例えば自動販売機にカバーがかけられたり、いろんな努力をされていることは大変これは評価すべきことだし、今後とも続けていってほしいんでありますが、もう一つ今日お話にありました、県の方から出ておりました飛鳥寺の隣の土産物屋さんのごことであります。それはもとの現状は、木造の建物の計画が出されて、でき上がってみれば、2階建てのコンクリートになっていたと。それで、いろいろと明日香村と県の方が努力されて、1年間の経緯の結果、やっとそれが2階を1メートル低くするというところで話が落ちついたというような御苦労話がありました。それは大変な御苦労であったと私も思っています。しかしながら、私たちが見た場合、果たしてそれでいいのだろうか、この明日香の中においてああいうふうなことが許されていいのだろうかという大きな疑問がわいてくるわけであります。そのことは、あの建物を不法建築として認識されているかどうかということを知りたいのでありますし、不法建築であると認識されたならば、なぜあれを撤去するような方策を講じられなかったかということがあろうと思います。しかしながら、住民生活のこともありますし、そういうことについてはなかなかそういうしゃくし定規にはいかないんだ、そのことが起こることによる住民の反発というものも当然考慮しなくてはいけないんだと、そういうふうなお考えがあったと思うんですね。そういうことから、改めて周辺のことを見ますと、今日歩いてきましたいろんな施設がありました。果たしてコンクリートの建物は民家でどの程度あるかということが一つの問題であろうと思います。コンクリートの建物は、万葉文化館、それから今日は行きませんでした、飛鳥資料館、それから天理教会というようなものや、あるいは飛鳥の研修宿泊所というようなところにあるわけであります。少なくとも、私はこれは公共的な施設であろうと思うんでありますが、今の段階であの不法の建物を認めるとすれば、今後あのようなものが一つの基準となって明日香村が増えていって、町並み保存どころではなくなっていく可能性が危惧されるわけです。そういうことから考えると、私はあのところを、資料の8-1のところを不法許可に対してどのようなことをしてきた

かということの項目があるわけでありますが、少なくとも不法土地についてこれまで買い上げということが行われているわけなんです。ということを見ると、あの場所、あの建物をなぜ買い上げの対象にされなかったか。上に構造物があると言われるかもしれませんが、私は構造物がある以上、あの場所を買い上げて、少なくとも公共的な用途として応急的には対応してほしかったのです。その後、行政的な判断によって、それをつぶすということも可能であろうと思うんですよ。ですから、今すぐに撤去というのではなくて、あの建物を買い上げて、そして今国営公園の拠点が南の方に行っていますが、北の方の一つの拠点として、あそこをインフォメーションセンターとかなんとか、いろんなものにかえられて、その後その用途が済んだり、あるいは新しい施設の必要性ができたときにあの建物を撤去というというような方法がなぜ講ぜられなかったかということを知りたいと思います。

○委員長 今の御指摘について御回答をお願いします。

○奈良県風致保全課長 奈良県の風致保全課長です。

まず、あの物件については違法建築でございます。今おっしゃるとおり、違法建築として処理しております。

まずそれで、現在まで例えば施主さんといろいろ交渉を進めてまいりまして、撤去が一番良いのかもわかりませんが、内容が許可できる程度まで是正できるのであれば、それはいたし方ないということで進めてきております。それで、一番大きな問題となっていますRCづくりですが、当初は木造の建物でしたけども、建ったのはRCであったということです。RCについては、一応法的なものからいいましても、望ましいものではないのですけども、絶対にそれは否定するというものでもありませんので、住民の生活のことも考えまして、最低限RCであっても認めざるを得ないという許可の流れできております。そんなことで、今の現地で説明した内容の程度で是正措置をやらなければ仕方がないのかなあというのが今の状況でございます。

○B臨時委員 ですから、あそこを買い上げという発想は出てこないのでしょうか。今、来年度予算について特にそういう希望があれば、言ってほしいと言われている最中なんです。私はああいうふうな手を差し伸べられているときには積極的に計画せねばあかんと思うんですがね。是非ともこの古都法の中での来年度予算の中に、あの建物をひっくるめた予算請求をしていただいて、そしてあそこを公有化した上で新たな判断をされたいいんではないかなと思います、公共的な施設として。

○委員長 今のような買い取りって、最後、管理はどなたがするかは別としまして、県としてやはり公園化しようとか広場化しようとか、そういう御議論はあったんですか、御検討は。

○奈良県風致保全課長 買い取り制度につきましては、御存じのように本人さんが何かの土地利用をしようとするということで、許可の申請を県にします。それで、許可できない場合に買い上げという制度になっています。それで、あの建物については、本人さんは当然利用したいということで建築物の許可を出してきましたので、結果的にそれは許可できて、違う建物になって是正という形になっているのですけれども、あくまで買い上げは本人さんが希望してきた場合についてのみ受けるという形です。

○委員長 いや、その法律の趣旨を言っているのではなくて、行政としての政策判断をそういう議論は行政の中でされなかったんでしょうかと、そういう御質問の趣旨だと思いますし、それを聞いてるわけです。つまり、法律の流れがそうなっているのではなくて、もともと行政上必要ということであれば、そういうことはあり得るわけですので、そういう議論がなかったのかどうかですね。

○奈良県風致保全課長 済みません。買い上げという議論ですけども、もう文化庁の方ではいろいろ買い上げという方向も含めて検討はあったようでございますが、最終的な結論としては、買い上げないで是正措置で行うというようになったみたいです。

○委員長 ですから、それは財政上の判断ですか、それともどこが主体でそういうことを議論するか決め切れなかったということですか、どちらの要素ですか。

○奈良県風致保全課長 これは文化財の方でして、財政的なものではなく、相手方との話し合いの中で、それは詰め切れなかった結果であったというように聞いております。

○B臨時委員 明日香のこの景観を守る、そして明日香を守っていこうというときに、私は今の御判断は大きな誤りであろうと思うんですよ。それは何とか保存しようという努力をして、そしてしないと、今あれを許可をすれば、どういうことが起こってるかという次の段階を、考えてほしいと思うんです。そうしますと、あれを許可をすると、法律的に問題ないということは、それは当然考えられますでしょう。しかしながら、法律でいいというような、この明日香を守るというのは、極めて法律でがんがんで締めているわけではないんですよ。お互いの努力というものを、まあ言えば極めて紳士的な協約なんです。紳士的な協約の中で、それを破ろうと思ったら何ぼでも破れるわけですよ、法律さえクリアすればということで。その辺のところを配慮してほしいと思っています。ですから、

今文化庁と言われましたし、それから私たちの権限ではないと言われるかもしれません。私は文化庁がお金を出そうが、国土交通省がお金を出そうが、どこでも構わないんですよ。あるいは民間のお金でも構わない。そういう格好で、何とかあの場所を今守ってくださらなければ、この古都法のこういうものの集まりの根源の問題がここにあると私は思っているんです。ですから、古都法の基本的なものは、京都も鎌倉もいろいろあるけれど、やはりこの飛鳥のここなんです。一番飛鳥の中の重要なのは、キトラ古墳ではなくて、飛鳥寺を中心としたこのセンター、中心です。これは日本書紀を読んでいただいたらわかるように、真神原といって飛鳥の中心、日本の中心であるということは繰り返し繰り返し日本書紀は書いているわけです。その場所の町並みが今つぶされようとしているわけです。この機会に私はこの会を開いてくださったのは大変ありがたいと思うんですよ。ですから、この機会を逃がさずに、私は今の御返事を大きく変えてほしいのです。

○委員長 今日自由な意見ですので、私の立場で、委員長としてお願いしたいのは、つまり1つは恐らく明日香法の資料7-2にありますように、当時、昭和54年にこういう明日香について、これは今でもそのまま通用する大変格調高い文章だと思いますが、こういう形で明日香の地域を区分して議論したわけですが、その実績の上でさらに新たなやはり課題が生じているのではないのかなど。ですから、この小委員会での議論ですべて決められるかどうかということは考えなくていいと思うんですが、やはりこれは一つケーススタディーとして、今この明日香の地域において古都保存、それとその創造的活用をどうすべきかという、やはり一つの試金石ではないのかなと思いますので。例えばそれが、やっぱり財政的な問題も私重要だと思います。ですから、それとか、飛鳥寺という非常に重要な場所の直接近接している場所は一体今後どうすべきなのかという、やはりそういうようなことだと思いますので、次回の委員会までにまた村ともいろいろ御議論いただいて、ということが政策上あり得るのか、あるいは現状の政策の中では本当は可能であるけれども、どうしても地権者との関係でできないということなのか、そういうことであれば、むしろいろんな考え方があり得るわけで、飛鳥寺のお寺のそのものと、その直接する周辺の部分、場合によっては都市計画広場とか、いろんな手法もあるかもしれませんので、私個人的にはやはり隣接の駐車場の風景も、決して日本の古代の中心の場所にふさわしい趣にまだなっていないとは思えませんので、仮に民間が駐車場を経営する場合でも、外構部とか含めて、いろんなそれはやはりこの明日香全体のたたずまいを維持しながら観光振興を図るためにも、あの地域はケーススタディーとして今重要な時期ではないのかなという気も

しますので、委員会でも少し議論の対象として、それまでに少しいろんな行政としての検討を加えて、あとはやはりこういう小委員会の場で是非少し検討したいなということで、今日は一回そういう、B臨時委員の是非強い御意見も我々わかっておりますので。

○B臨時委員 行政的に結論を急がないでください。少なくともこの委員会が二、三回行われるまでは結論を出さないでほしいと思うんですよ。

○委員長 ということで。

はい、ではどうぞ。

○E専門委員 そのことなんですが、実はこの会ができて、私は是非、不法ではないんだけど、これまずいのではないかというものがたくさんあって、そういうものをもう少しきちんとしましよよという議論をここで行われるべきだと思っているんですが、あれやり出したらもう台なしになって、どう考えたって不法の中の不法ですよ。許可したものと全然違うものをつくって、それでちょっと直したから許されるようになったら、やっぱり私、今村民感情としても、こんな厳しい規制の中にあって、あんなのがあるのかということになると、今まで何を我々は守ってきたのかな、我慢してきたかということで、非常に大きなこれパニックになるような気がしますので、お考えいただきたいと思います。

○委員長 ということで、次回のやはり議題の一つとして引き続き行いたいと思いますので、それを通して、例えばもともと古都法の発端になりましたのは、皆様御承知のように京都の双ヶ丘と鎌倉のお八つ騒動と言われている八幡宮裏での開発問題から発しています。何でもやはり具体の非常に深刻な問題が生じたときに、新たなやはり施策が必要であるとなるのがこれまでの経緯だと思いますので、やはり今ちょうど飛鳥寺の今回の問題が今後の明日香の将来、後世に向けて我々は何していくのかと一つ問われている場所だと思いますので、引き続きそういうことで御検討お願いしたいということで、今日は一旦この地域のテーマについてはこのぐらいにとどめたいと思います。

それで、実は予定されている時間が午後4時までございますので、できれば今日は1回目ということで時間内に、もちろん最後まとめのときはまとまらない場合には幾らでも延長してやりたいと思いますが、今日は予定どおり一応終えたいと思いますので、是非さらに補足で一言、二言、発言したいという委員の方がいらっしゃれば発言をしていただいて、あとは最後、今後のスケジュール等を含めて事務局からいろんな今日の議論を踏まえた、次回以降に向けてのいろんな事務連絡をしていただきたいと思いますと思いますが、そのような進行にしたいと思いますので、是非発言をされたいという方、どうぞ、はいお願いします。

○企画部長 先ほど国土交通省の方からの御説明がございましたが、やはり明日香法の立場というのは、私もあくまでもそこに人が住んでおるという前提での法だというふうに解釈しております。まさに自然のままほっといて、そこから人がいなくなれば守れるものも守れない。まさに集落に人が住めなくなることによって田んぼが崩壊していつているという現状から見ますと、やはりそこに人が住んでいただいて、自然、景観というのは初めて私は守れるのではないかなというふうな考えをしております。そういった意味で、やはりここに住んでおられる方々がある面では法規制のもとで大変御苦労されながら生活をし、そして明日香の風景、景観を守ってきておると。そういった面でやはり単にハード整備するだけではなくて、いろんな住民活動を支援していくということが非常に大事なことでございますので、先ほど当面5年間というお話でしたが、1億円等交付金事業については、是非継続していただく方向でお願いしたいというふうに申し上げます。

○委員長 ありがとうございます。

さらにありますか。

では、どうぞ。

○B臨時委員 祝戸地区の国営公園であります。今もう完結しているように思われますけれど、実は下のところに稲淵宮殿遺跡という遺構があって、駐車場になっております。あそこはコンパクトな宮殿の跡でありますし、中大兄皇子が難波宮から帰ってきたと、いわゆる河辺行宮の推定地でもあるわけでありまして、そういうところを国営公園の中につけ加えられて、あそこだったら全体の宮殿が復元できる場所ではないかなと思うんです。明日香へ来まして、飛鳥のイメージというのはなかなか残っていないんですが、宮殿を復元しますと、これは観光にもかかわってくると思うんですが、石舞台よりさらに奥に足を伸ばすことだと思いますし、より目に見える飛鳥というものを体験できるのではないかなと。ひいては、これは国営公園へのお客の集客も増えてくるんだと思います。

○委員長 ありがとうございます。時間のこともございますが、国としてはやはり一つは国営公園を今後あの地域でどう展開していくかというのは、これは国としての重要なやはり施策だと思いますので、今日は時間もございますが、もし一言何かあるようでしたら国営飛鳥歴史公園所長から、あるいは次回資料をもう少しそろえて少し議論をするという方法もあると思いますが、いかがいたしましょうか。

次回にいたしますか。あるいは、事務局からでもよろしいですが。

○事務局 ちょっと具体の地区について今どうこうという議論はなかなか難しいかなと思うということ、国営公園はなかなかいろんな意味で方針、コースを外すというのはできにくいところがございますけれども、逆に小委員会について国営公園かどうかというところは別としても、こういったところについて、例えば復元が必要ではないかとか、ないしは整備が必要ではないかという形で整理をしておいていただいて、それを変な言い方でございますが、行政的にどういうふうに対応していくのかというところで工夫させていただくということはあるのかなあという気はしております。何かちょっと中途半端な返事で大変恐縮でございますけども。

○委員長 まだ数回ほど議論の機会がございますので、やはり今後どうするかという施策が明確でない地域で、明日香の園地をどうするのかとか、多分いろいろあると思いますので、そこら辺のテーマも是非次回、次々回以降に適宜ちょっと資料をそろえていただきまして、また少し議論の対象にさせていただいて、多分恐らくこの中には今後芽を出していくという要素のような政策も恐らくあるかもしれませんし、今、県知事さんの代理として交付金は是非継続してほしいというお話もありましたが、早急に当面この中で議論を出したいという部分もいろいろあると思いますので、そういう切り分けの中で議論させていただきたいなと思っております。

(5) その他

○委員長 さてそこで、事務局からこの最後のその他というのは、今後のことを含めた事務連絡等だと思いますが、(5)のその他について何かございますでしょうか。

○事務局 それでは、次回第2回の小委員会の開催につきましては、資料5のとおり7月の予定とさせてもらっておりますが、いろいろと御予定もあろうかと思っておりますので、今日ではなくて後日、事務局の方から委員の皆様方に御都合を照会させていただきまして、皆様の御予定をお伺いして、委員長と御相談の上、開催日を決めると、そういうことにしたいと思っております。

○委員長 以上でよろしゅうございますか。

それから、伺いたいのですが、今日はこの明日香の地元で開催いたしまして、これは事務局としては準備が大変だと思いますし、いろいろ諸経費もあると思いますし、大変だと思いますが、これは大変いいことだと思っておりますが、今後の進め方について、国土交

通省で開催する場面もあれば、こういう地元開催も恐らくあると思いますので、何か事務局としてもこういうふうにしたいたいかお考えがあるようでしたらどうでしょうか。

○事務局 次回の小委員会につきましては、東京でさせていただきます、それは一応予定しておりますので、また内容によりましては、その回数の中で現地という話がそのうち出てくればまたそのときにさせていただきますと思います。

○委員長 わかりました。

では、そういうことで近畿の先生方が多いんですが、なるべく早目に日程調整して、できる限り多くの方が出られるように日を選んでいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

また、今後機会があれば、是非今日視察できなかった場所も含めて、現地の場所に浸りながら議論すると、なかなかこれも地元の奈良県と明日香村さんは大変だと思うんですが、やはりこれは現地で議論するということが自体も大変重要だと思いますので、可能であればまたこういう機会もつくっていただけるとありがたいと思っております。

では、ちょうどそろそろ時間が参っておりますけれども、本日は大体このような形でよろしゅうございますか。

どうもありがとうございました。また、次回は東京を予定しておりますが、そういうことで特に引き続きこの議論を進めると同時に、もう一点は特に財政問題について、これはこういう交付金の支援措置をとるということは、どなたもこの中の異論はなくて、是非やってほしいという立場だと思いますけれども、もし少し時間的に余裕があるようでしたら、事務局としてのこういう提案をしたいということ、委員会の前にお示しいただいて、その上でその場で1回目の中間まとめといいますか、財政支援については是非やってほしいという、多分そういう結論を出す会だろうと思いますけれども、そういうことを含めている適宜各委員に御連絡等をお願いしたいと思います。

○事務局 こちらこそどうかよろしくお願いいたします。

○委員長 では、本日はどうも長時間いろいろ説明を含めて本当にありがとうございました。また、委員の方々御意見ちょうだいしてありがとうございました。また、次回2回目ということでお会いして、是非実りあるものにしたいと思っております。ありがとうございました。

閉 会